

開放型病床の利用について

【1】登録について

開放型病床を利用される場合は、登録が必要です。公立八女総合病院企業長に「登録医申請書」を提出（郵送可）してください。手続き終了後、当院より「委嘱状」等の必要書類と「登録医表札」を持参のうえ訪問させていただきます。

※「登録医申請書」は、ホームページよりダウンロードできます。

【2】入院について

1. 入院手続き

- 1) 患者さんへ開放型病床入院の説明を行い、了解を得てください。

患者さんへ「案内用紙」を渡してください。

「入院承諾書」に患者署名をしてもらいます。（登録医保管とします）

- 2) 医療連携課に開放病床利用の旨を電話連絡後、「診療情報提供書」と共に「開放型病床入院届出書」をFAXしてください。

※「診療情報提供書」・「開放型病床入院届出書」（原本）は、入院時に提出していただく必要がありますので、患者に渡してください。

- 3) 医療連携課では担当医師と相談後、入院日や担当医師名を登録医に電話報告します。

2. 開放病床の入院期間

- 1) 原則として21日を限度とします。

【3】診療について

1. 来院時の手順

- 1) 駐車場は一般の駐車場をご利用ください。

総合受付で無料解除の手続きを行いますので、駐車券をお持ちください。

- 2) 総合受付で名札と白衣をお渡しします。

「出勤簿」に出勤日時等の記載と署名をお願いします。

2. 診察にあたっての留意事項

- 1) 患者の診療等を行った後、「開放型病床登録医記載用紙」（共同指導料算定表）への記載をお願いします。自院のカルテにも共同診療内容の記載をお願いします。

3. 保険請求

- 1) 当院では「登録医出勤簿」と「開放型病床登録医記載用紙」（共同指導料算定表）への記載の確認を行い、「開放型病院共同指導料（Ⅱ）」を算定します。

- 2) 登録医では「開放型病院共同指導料（Ⅰ）」の算定をお願いします。

《お問い合わせ》

公立八女総合病院 医療連携課

電話 0943-23-4131（代表）

FAX 0943-22-6929（直通）